

令和7年第11回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和7年11月25日（火）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和7年第11回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和7年11月25日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和7年11月25日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和7年11月25日 午前10時59分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数8名 欠席数名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	×		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員	1番	吉ヶ崎 弘一		2番	松留 立美		
出席した事務局職員	局長	上野 勝志		書記	宮之前 博一		
	次長	瀧川 祐造			出水 翔太・中村 一雅		
会議 に付 した 事項	日程第1 議案第46号 農用地利用集積等促進計画案の意見について						
	日程第2 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について						
	日程第3 議案第48号 非農地証明願による証明について						
	日程第4 議案第49号 令和7年度利用状況調査による再生困難と判断された農地 非農地判断について						
	日程第5 議案第50号 農地あっせん委員の選任について						

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

中村委員から欠席届の提出がありましたので、出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和7年第11回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1番吉ヶ崎委員と2番松留立美委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が3件5筆、農用地等の利用権による賃借権の合意解約が2件6筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第1議案第46号農用地利用集積等促進計画案の意見についてを議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、更新時期が重なり非常に多く賃借権が49件、使用賃借権が35件、所有権移転が3件あります。それでは事務局の説明をお願いしたいところではありますが、賃借権の計16件と、使用賃借権の計3件については借人が〇〇委員が役員を務める法人や貸人が〇〇委員、〇〇委員の親族であり、所有権移転の買入の1番についても、最終的な譲渡人が〇〇委員が役員を務める法人となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。東串良町農業委員会会議規則第25条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料2ページをご覧ください。

賃借権の9番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に10番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に11番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書

に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

資料7ページをご覧ください。

次に37番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に38番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に39番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に40番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に41番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に42番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に43番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に44番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に45番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料8ページをご覧ください。

次に46番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に47番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に48番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に49番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料 15 ページをご覧ください。

使用貸借権の 29 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 30 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 31 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇農園さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 18 ページをご覧ください。

所有権移転の買入の 1 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。予定としましては、12 月 31 日に公益財団法人鹿児島県地域振興公社が買入をし、売渡の前に総会にて再度審議し、来年 8 月 1 日に株式会社〇〇農園さんへ売渡することとなります。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

村吉委員

はい

議長（大村）

村吉委員

村吉委員

18 ページですが、1 筆 90 万円という事ですか。

事務局（中村）

〇〇さんと〇〇農園さんの売買については、何筆かあったんですけど、年度をまたいで、例えばこの年は 2 筆で 90 万円とか、年度をまたいで売買しております。これが最後になるので、1 筆だけ基盤法でおこなっていたんですけども、基盤法が廃止になったものですから、今回最後の 1 筆を農地バンクの売買で手続きを所有権移転するという流れになりました。

こちらにつきましては、何筆かを年度をまたいで、税の負担を考えて、売買されております。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

次に賃借権の3番と、使用貸借権の5番については、借人が〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料1ページをご覧ください。

賃借権の3番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料9ページをご覧ください。

使用貸借権の5番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

(杉木委員入室)

次に、使用貸借権の25番については、借人が〇〇委員の親族、貸人が〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(中村)

それでは説明いたします。資料15ページをご覧ください。

使用貸借権の25番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(大村)

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員入室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料1ページをご覧ください。

賃借権の1番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に2番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇人さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に3番については、先ほど説明させていただきましたので省略します。

次に4番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新15年の利用権設定でございます。

資料2ページをご覧ください。

次に5番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新15年の利用権設定でございます。

次に6番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新15年の利用権設定でございます。

次に7番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新15年の利用権設定でございます。

次に8番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に9、10、11番については、先ほど説明させていただきましたので省略します。

資料3ページをご覧ください。

次に12番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に13番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に14番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に15番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料4ページをご覧ください。

次に16番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に17番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に18番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に19番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に20番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に21番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に22番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に23番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料5ページをご覧ください。

次に24番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に25番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に26番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に27番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に28番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に29番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料6ページをご覧ください。

次に30番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に31番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に32番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に33番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に34番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に35番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に36番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料7ページの37～45番、資料8ページの46～49番については、先ほど説明させていただきましたので省略します。

資料9ページをご覧ください。

使用貸借権の1番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に2番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に3番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に4番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に5番については、先ほど説明させていただきましたので省略します。

資料10ページをご覧ください。

次に6番、貸人、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料11ページをご覧ください。

次に7番、貸人、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料12ページをご覧ください。

次に8番、貸人、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に9番、貸人、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に10番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に11番、貸人、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料13ページをご覧ください。

次に12番、貸人、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に13番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に14番、貸人、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に15番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に16番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に17番、貸人、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に18番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に19番、貸人、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料14ページをご覧ください。

次に20番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に21番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に22番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に23番、貸人、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に24番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料15ページをご覧ください。

次に25番については、先ほど説明させていただきましたので省略します。

次に26番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に27番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に28番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に29、30、31番については、先ほど説明させていただきましたので省略します。

資料16ページをご覧ください。

次に32番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に33番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に

記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料17ページをご覧ください。

次に34番、貸人、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に35番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

資料18ページの所有権移転の買入の1番については、先ほど説明させていただきましたので省略します。

資料19ページをご覧ください。

所有権移転の売渡の1番、譲渡人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、譲受人は〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

次に2番、譲渡人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、譲受人は〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

有留委員

はい。

議長（大村）

有留委員どうぞ。

有留委員

何で自分の土地を自分に貸し借りをするのですか。

事務局（中村）

自分も担当に聞いたのですが、補助金の申請で必要であったという事です。

有留委員

以前はそうだったかもしれないけど、今はどうなのかと思って。

事務局（中村）

利用権の実績等で必要となるという事です。

有留委員

国が土地を把握したいからということですか。

事務局（宮之前）

利用権の実績になるという事です。今回本人の契約がなくなってしまうと、担い手への利用権の設定率がさがってしまうので、交付金とかにも関係してくるので、できるだけ結んでいった方がいいという事です。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第1議案第46号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第47号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは、賃借権設定が1件、使用貸借権が1件、所有権移転が5件であります。それでは事務局の説明をお願いしたいところではありますが、所有権移転の66番については、譲受人が〇〇委員の親族となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。それでは〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料23ページをご覧ください。

所有権移転の66番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料20ページをご覧ください。

賃借権設定の61番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規10年の賃借権設定でございます。なお、農地の名義人は、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんとなっており、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料21ページをご覧ください。

使用賃借権設定の62番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規10年の使用賃借権設定でございます。農地の名義人は、〇〇さんとなっており、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての使用賃借となります。

資料22ページをご覧ください。

所有権移転の63番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

次に64番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

資料23ページをご覧ください。

次に65番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、贈与による所有権移転でございます。

次に66番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

資料24ページをご覧ください。

次に67番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、贈与による所有権移転でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第2議案第47号農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第48号非農地証明願いによる証明についてを議題といたします。

今回は、申請が1件あり、現地調査を行っております。

資料25ページの〇〇さんからの申請につきまして、現地調査の報告を稲村委員にお願いいたします。

（稲村委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和7年11月14日金曜日に非農地証明にかかる現地調査を私と有留委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として申請人である〇〇さんから委任を受けている行政書士の〇〇さんが出席されました。

申請地については、現在登記上の地目は畑となっており、農地とされていますが、現地を確認したところ、既に山林のようになり、農地として使用することは難しい状態でした。申請人によると、既に20年以上農地としての耕作がされておられないとのことであり、今後も農地に復元する予定はないとのことであったので、申請地を非農地として判断することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第3議案第48号非農地証明願いによる申請についての審議を終えたいと思います。

議長（大村）

次に、日程第4議案第49号令和7年度利用状況調査により再生困難と判断された農地の非農地判断についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局（瀧川）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料26ページをご覧ください。

資料 26 ページに記載のある全 17 筆の農地は、本年の 6 月から 9 月にかけて行われた令和 7 年度農地パトロールにおいて農地への再生が困難であると報告され、11 月に行われた非農地にかかる現地調査においても非農地に該当すると判断された農地となっています。

これらの農地については、荒廃が激しく、農地として再生することは難しいと思われることから、非農地判断を行い農地から除外することはやむ得ない事と思われます。

なお各筆の詳細につきましては、現地調査を行った際に審議されておりますので省略させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

有留委員

はい。

議長（大村）

有留委員、どうぞ。

有留委員

非農地で、山林業者はここからあれてきたのはわかりますけど、宅地になっているのは、勝手に畑に家を作って後から除外してもいいという事ですか。

事務局（瀧川）

何年前からそういう状況になっているかわかりませんが、おそらく現金で建てられた場合がそういう状況だと思われます。少し一昔前にそういう現状が農地を宅地に変えている現状としては、宅地がないというところがあります。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

はい。

議長（大村）

吉ヶ崎委員どうぞ

吉ヶ崎委員

9 番登記は畑で現況は田んぼですか。田んぼを作る？

事務局（出水）

吉ヶ崎委員のご指摘ですが、登記も現況も畑の間違いです。
修正をお願いします。

事務局（宮之前）

先程の有留委員の質問ですが、やった後、変更するというのは本来ならば、無断転用と言う事で5条で申請をしてもらって追認という事です。今回は、農用地区域外という事です。

松留立美委員

はい。

議長（大村会長）

松留立美委員、どうぞ。

松留立美委員

今回非農地で認めれば、登記が変わるという事ですか。

事務局（宮之前）

変わるの、本人が法務局へ申請した場合です。

谷口委員

この通知はいつ頃発送されますか。

事務局（出水）

今月末から来月早々に郵送します。

内村委員

皆さんこの通知をもらっても、よくわからないと思うんですね。
理解ができてない人が多いと思うんですよ。
分からない時には、農業委員会へ連絡下さいとかありますか。

事務局（出水）

大方、通知文の中に入ってます。そんな中でも文書を見たっきりでそのままの方が多いです。あくまでも税金課税が変わるということで、地目に関してはその方が動かないと変わらないという事です。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、日程第4議案第49号令和7年度利用状況調査により再生困難と判断された農地の非農地判断については、原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第5議案第50号の農地のあっせん委員の選任についてを議題いたします。

今月は売買もしくは賃借を求める申出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任の声あり」)

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、外西さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます。資料27ページをお開きください。

申請地は資料27ページの左下にある通り、溜水地域計画区域内に所在する農地であり、農用地区域内農地にも該当しております。

令和4年から令和8年まで、バンク法による利用権が設定されており、借人である株式会社〇〇が耕作していましたが、農地の所有者である〇〇さんが農地を売却することを希望された際に、〇〇が難色を示されたため、解約したうえで、あっせんの申請を行う事となりました。なお、どうしても売却で話がまとまらない時には、賃借による利用権設定をまとめていただきたいという話でした。

選任されたあっせん委員が、あっせん活動を行う際には、資料27ページの右下に申請地周辺の地域計画における担い手を記載しておりますので、農地の最適化を進めるためにも優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

なお、申請地は共有名義の農地となっておりますが、名義人同士で連絡も取れており、農地情報をホームページと農業委員会窓口において公開することにも了承を得ています。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（大村）

ありがとうございました。

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましては、杉木委員と松留和江委員を指名いたします。委員長を杉木委員にお願いしたいと思います。

また、本議案は、12月15日までを申出期間とします。

あっせん委員は活動において農地購入の話を受けても、期間中は保留していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして日程第5議案第50号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

12月の現地調査を12月11日木曜日に行う予定です。又、定例総会を12月22日月曜日、申請書等の締切を11月28日金曜日までに、12月定例総会分です。以上です。

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和7年第11回定例総会を閉会いたします。